

様式第10号

保育士修学資金返還計画書

西暦 年 月 日

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 会長 様

借受人 (修学生)	修学生 番号		養成 施設名	
	氏名	⑩	電話 番号	()
	住所	〒 -		

社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 滋賀県保育士修学資金等貸付事業実施要綱の規定を誠実に守り、貸付を受けた修学資金を下記の計画に基づき滞りなく返還いたします。

万一修学資金の返還を怠った場合には、返還期限にかかわらず返還未済の金額に対する一括返還の請求を受けても異議を申しません。

返還理由	1. 資格取得不可のため 2. 保育所等退職のため (理由) 3. 退学のため 4. 他職種に就職のため 5. 県外に就職のため 6. 貸付契約解除のため ※幼稚園へ従事される方は園名も記載のこと 7. その他 ()
返還理由発生年月日	西暦 年 月 日 ----- ①
貸付期間	年 月 ~ 年 月
貸付金額 (A)	金 円
返還済額 (B)	金 円
返還免除額 (C)	金 円
返還金額 (A-B-C)	金 円
返還期間 (①返還理由発生日の翌月から開始)	自 年 月 ~ 至 年 月 (回) ※ 返還期間は、最長貸付期間の2倍の期間
返還方法	※番号に○をつけてください。 1 一括 <u>返還期限</u> 年 月 日まで (返還期限と上欄の返還期間の至年月は一致させます。) 2 月賦 返還理由が生じた日の翌月から返還開始 3 半年賦 初回返還開始月は、返還理由が生じた月から半年以内に設定し、返還2回目は、初回月の半年後となる。(年2回) <u>初回返還月</u> 月 4 年賦 返還月は、返還理由が生じた月の1年以内に設定し、2回目は翌年の同月となる。(年1回) <u>返還月</u> 月 ※分割返済で生じる端数は、初回返還時に加算されます。